

令和6年度 いじめの対応状況等について

I いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法 平成25年）

II 令和6年度いじめの対応状況等について

1 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和6年 4月1日（月）から令和6年 6月30日（日）まで
第2回 令和6年 7月1日（月）から令和6年11月30日（土）まで
第3回 令和6年12月1日（日）から令和7年 3月25日（火）まで

(2) その他 教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

2 調査結果と分析（5年間の調査結果の比較）

(1) 令和6年度のいじめの発生状況

年度	認知件数（件）		いじめの対応状況					
			対応を継続中（件）		解決件数（件）		解消件数（件）	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和6年度	1733	226	545	107	1534	193	1188	119
令和5年度	1323	144	51	29	1272	115	857	80
令和4年度	1375	184	48	16	1327	168	984	129
令和3年度	1180	108	24	0	1156	108	797	85
令和2年度	792	67	23	3	769	64	424	39

※いじめの解決・解消については、いじめに係る行為が止んだ状態（“解決”とする）から約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの“解消”としている。

※令和2年度は、臨時休業（4・5月）及び分散登校（6月）により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

- いじめの認知件数は昨年度と比較して小学校では410件、中学校では82件増加した。
令和6年度から月毎に集計・報告するよう改善を図った為、認知件数が大幅に増加した。
- 解決率（解決件数÷認知件数）は、小学校で約88.5%、中学校で約85.4%だった。
令和5年度比で小学校は約7.6ポイント減、中学校は5.5ポイント増となった。
- 解消率（解消件数÷認知件数）は、小学校で68.5%、中学校で52.6%だった。
令和5年度比で小学校は約3.8ポイント増、中学校は約3ポイント減となった。

○解決に向けた「対応継続件数」は小学校が前年度比494件、中学校が78件増加した。「対応継続件数」の事例の多くは簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。

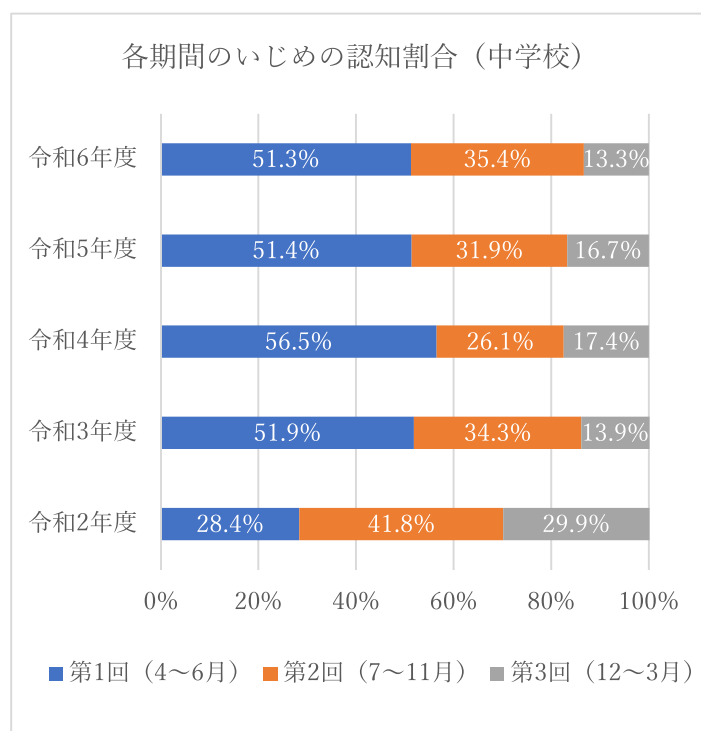
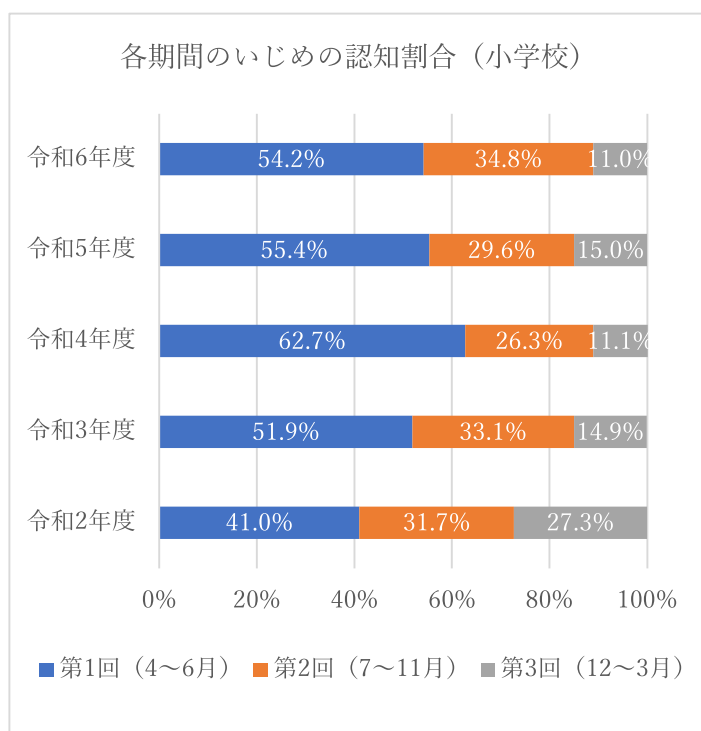
(2) 各期間における新規のいじめの認知割合

年度	第1回（4月～6月）		第2回（7月～11月）		第3回（12月～3月）	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和6年度	54.2%	51.3%	34.8%	35.4%	11%	13.3%
令和5年度	55.4%	51.4%	29.6%	31.9%	15%	16.7%
令和4年度	62.7%	56.5%	26.3%	26.1%	11.1%	17.4%
令和3年度	51.9%	51.9%	33.1%	34.3%	14.9%	13.9%
令和2年度	41.0%	28.4%	31.7%	41.8%	27.3%	29.9%

※認知割合は、「各期間における新規認知数÷1年間の認知件数」で計算している。

※令和2年度は、臨時休業（4・5月）及び分散登校（6月）により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

また、実施時期もずらして実施している（第1回4月～7月、第2回8月～11月、第3回12月～3月）。



○過去4年間、第1回調査（4～6月）でのいじめの認知割合が50%以上となっており、令和6年度も、小学校で約54.2%、中学校で51.3%だった。

▶いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応には4・5月の取組が重要となる。

(3) いじめの態様

①小学校

年度	いじめの態様(件)									
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なことを される	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	計
令和6年度	972	292	649	6	13	153	103	28	4	2220
令和5年度	851	284	495	6	11	137	121	18	26	1949
令和4年度	779	257	530	6	8	77	95	16	38	1806
令和3年度	725	167	420	3	4	115	61	13	7	1515
令和2年度	453	159	300	3	8	94	43	8	2	1070

②中学校

年度	いじめの態様(件)									
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なことを される	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	計
令和6年度	161	16	27	1	4	20	11	22	3	265
令和5年度	91	16	22	1	2	13	10	14	2	171
令和4年度	124	11	34	1	0	19	7	16	2	214
令和3年度	59	9	15	0	0	12	7	21	0	123
令和2年度	45	10	6	0	1	5	5	6	1	79

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

- 小・中学校ともに「悪口」「軽い暴力」の件数が多く、過去4年間、同様の傾向が見られる。
- いじめの態様に占める割合は、過去4年間「悪口」が小学校で全体の40%以上、中学校で全体の約50%以上を占めていたが、令和6年度も小学校では約43.7%、中学校では約60.7%と高い割合になった。
- 「軽い暴力」の割合が小学校では前年度比で約3.8ポイント増加した。中学校では令和4年度は約16%、令和5年度は約13%、令和6年度は約10%と3年連続減少傾向にある。
- 小・中学校で「悪口」の割合が高いのは、相手の気持ちを考えない発言など、コミュニケーションの取り方について課題があると考えられる。
- 小学校では自分の気持ちを言葉でうまく表現できず「軽い暴力」をふるってしまう場面が多いと考えられる。
- 今後、授業内で協働的な学習を充実させ、児童生徒同士が合意形成を図る場面や自己決定をする場面を取り入れたり、体験活動を充実させたりする必要がある。
- 小学校のいじめの態様に占める「SNSによる誹謗・中傷」の割合は、この5年間約1%で推移しており大きな変化はないが、件数は28件と令和5年度より10件増加した。
- 小学校では引き続き、家庭と連携した情報モラル教育を充実させて行く必要がある。
- SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学校が認知しきれていない可能性もあり、家庭と連携し、今後も注視していく必要がある。

(4) いじめ発見のきっかけ(件)

年度	学校の教職員が発見		学校の教職員以外からの情報により発見	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和6年度	1204	127	529	99
令和5年度	1137	80	186	64
令和4年度	1217	101	158	83
令和3年度	839	88	341	20
令和2年度	401	38	391	29

※令和2年度は、臨時休業(4・5月)及び分散登校(6月)により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

- 小学校のいじめ発見のきっかけは「学校の教職員が発見」した割合が約69%と前年度比で約17ポイント減少し、「学校の教職員以外からの情報により発見」の割合が増加した。
- 中学校のいじめ発見のきっかけは、「学校の教職員が発見」した割合が約56%と前年度と大きな変化はなかった。
- ▶小学校では、区費スクールカウンセラーや心の教室相談員、エデュケーションアシスタントの配置等、相談しやすい体制が整ったため、児童や保護者等から教職員以外の相談が増え、発見する割合が増加していると考えられる。
- ▶ふれあい月間における保護者アンケートを年間2回に増やしたことも相談しやすい体制づくりに寄与していると考えられる。

Ⅲ いじめの対応として今後も継続して行う取組

1 各小・中学校の取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等に基づく取組を実施する。
- (2) いじめを正確かつ確実に認知するために、校内研修を計画的に実施し、適切な認知や早期対応を徹底する。

2 教育委員会の取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が全校で確実に充実されるよう、研修等で指導を継続する。
- (2) いじめフォーラムの実施や中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用し、保護者へ中野区いじめ防止等対策推進条例を周知する。

Ⅳ 令和7年度における取組の重点

1 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うために、指導の内容や校内体制(学校いじめ対策委員会、いじめ対応担当)の設置や定期的な開催等を具体的に示し、全教職員が確認する。
- (2) 組織的にいじめの解消に向けた対応及び対応経過の記録を徹底する。

2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

(1) コミュニケーションに関わる学習の充実

- ① 日常の授業や文化的行事・儀式的行事等の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が合意形成や自己決定ができるようにする協働的な学びを推進する。

(2) 子どもの意見を反映させた教育活動の推進

- ①学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる場をより増やすための取組を推進する。
- ②子どもの意見を反映させた教育活動推進の予算を活用した、特色ある教育活動を充実させる。
- ③児童・生徒が「中野区子どもの権利に関する条例」の考えを知り、意見や考え、思いを表明することができる取組や学校と児童・生徒が話し合い合意形成を図る機会などを推進する。

(3) 学校生活への意識調査の実施

- ①「学校生活のアンケート」では、日々の指導が魅力ある学校づくりにつながっているか点検・評価し、改善する。

3 いじめの未然防止

(1) 児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定

- ①いじめについて児童・生徒同士が話し合いながら考える活動を取り入れた「いじめに関する授業」を実施し、児童・生徒が主体的に考え、行動できるようにする。
- ②SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実
 - ・「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した情報モラル教育を行うとともに一人1台タブレットの使用やSNSでのトラブル防止について児童・生徒が主体的に考える場を設定する。

(2) 担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり

- ①すべての児童・生徒によって安全で安心な学級となるよう、一人ひとりの児童・生徒を大切にした学級経営や授業等を実施する。
- ②人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるよう日々の授業や行事の中で、一人ひとりの活躍の場を提供する。
- ③改めて児童・生徒との信頼関係構築に努め、児童・生徒・保護者がいじめを訴えやすい関係づくりや学校体制を整備する。

(3) 保護者への普及・啓発

- ①学校と家庭が連携し、いじめの未然防止や対応に当たれるよう、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。
- ②「SNS家庭ルール」を保護者会等の機会において啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) 教職員間の連携強化

- ①学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策委員会について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明し、理解を得る。
- ②相談体制の充実
 - ・区費スクールカウンセラーや都費スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置による、児童・生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図る。
 - ・中学校では、一人1台端末を活用した中野区SNS相談窓口「STANDBY」を行う。
 - ・教育相談室の相談申込をLogoフォームで行えるようにするなど、相談しやすい体制を整える。
- ④教職員研修の充実

- ・各校の教職員の対応力の向上を図るため、いじめ防止研修やいじめ防止フォーラム、生活指導主任会等における、各校のいじめ対応の好事例を共有する。

(2) 関係機関との連携強化

- ①中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえていじめの防止等のための対策を実行的に行うとともに、重大事態が発生した場合には、円滑な対応に努める。
- ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進し、地域の関係機関等と連携するとともに地域の協力を得つつ、地域ぐるみでいじめの未然防止に取り組む。
- ③児童・生徒の健全な育成の観点やインターネット上のいじめ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案への対応が行えるよう、生活指導主任会等において警察と情報共有や相談を行うなど、日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図る。

5 いじめ重大事態の発生を防ぐための取組

(1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）に基づく対応

- ①チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進める。
- ②教職員研修の充実
 - ・ガイドラインの理解を目的とした研修を実施する。

(2) 児童・生徒への適切な指導・支援

- ①被害の児童・生徒の安全確保と不安解消及び、加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察を実施する。

(3) 保護者との連携

- ①被害及び加害の児童・生徒の保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応を徹底する。